

資格取得からの主な手続き 令和8年1月現在

資格・掛金

学校等へ就職

常勤ですか？



- 学校等を通して手続きする
- 本人は、本人又は家族が直接手続きする
- 自動は、手続きしなくても自動的に処理される
- YES → 資格・掛金関係はオレンジ
- NO → 短期関係は緑
- 年金関係は青

短期

短期給付が受けられる

- 次の条件をすべて満たしますか？
- * 1週間の所定労働時間20時間以上
 - * 賃金の月額が8万8千円以上
 - * 2か月を超える雇用の見込み
 - * 学生でない
 - * 勤務する学校法人等が規模による基準等(①又は②)を満たすこと
 - ① 学校法人等全体で50人を超える規模がある「特定学校法人等」である
 - ② 特定学校法人等以外の学校法人で、労使合意を得て学校法人等单位で短時間労働者を私学共済制度に適用させる申し出を行った

資格取得

「資格取得報告書」を5日以内に提出

「資格取得報告書(短時間加入者用)」を5日以内に提出

加入者になれない

加入者となる

給与・賞与

毎年7月に「標準報酬基礎届書」を提出

固定的給与が増減した月から3か月の平均額が、現在の標準報酬月額と比べて2等級以上の変動がありましたか？

「標準報酬月額改定届書」を提出

賞与等の支給がありましたか？

「賞与等支給報告書」を提出

70歳未満ですか？

短期・年金を適用

確認通知書・資格確認書等を加入者に渡す(70~74歳の人には高齢受給者証も交付)

掛金等

毎月の掛金等納付通知に基づき、加入者と学校法人等が掛金等を折半負担し、学校法人等が納付する。(40歳以上65歳未満の人は介護掛金あり)

被扶養者

被扶養者はいますか？

資格取得・結婚・出産など、被扶養者の要件を備えた日から5日以内(※)に「被扶養者認定申請書」を提出する。20歳以上60歳未満の配偶者を申請するときは「国民年金第3号関係届」も提出する。(加入者が65歳以上のときは除く) ※認定日については、30日以内に提出があれば、要件を備えた日に遡ることができる。

確認通知書・資格確認書等を加入者に渡す(70~74歳の被扶養者には高齢受給者証も交付)

被扶養者の要件を満たさなくなった(就職・結婚・収入超過など)

「被扶養者取消申請書」を5日以内に提出

75歳未満ですか？

短期のみ適用

特定教職員等(短期・年金とも適用除外・掛金等不要)

75歳になった

資格喪失

退職した(資格を喪失)

退職の日まで引き続き加入者期間が1年と1日以上ありますか？

「資格喪失報告書」を5日以内に提出

国民健康保険に加入又は家族の健康保険の被扶養者になる

任意継続

任意継続加入者になれる(短期のみ適用。最長2年間加入)

「任意継続加入者申出用 資格喪失報告書」を20日以内に提出 ※希望しない場合は通常の「資格喪失報告書」を5日以内に提出

60歳未満の人は、国民年金へ加入(市区町村の窓口で手続き)

加入者異動

結婚した

「結婚手当請求書」を提出

氏名・住所が変更になりましたか？

「加入者異動報告書」を提出

出産した

「出産費」

直接支払制度利用により出産に要した費用の窓口負担が軽減される(付加金と差額は自動払)

「出産手当金」

産前・産後休業中、報酬が減額され、標準報酬日額の80%未満になりましたか？

「出産手当金請求書」を提出

産前・産後休業、育児休業を取得した

「産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書」を提出

3歳未満の子を養育する

標準報酬月額の保障(年金等給付のみ)

「養育期間標準報酬月額特例申請書」を提出

傷病手当金

病気などで労務不能のため休業した

連続して3日以上休んでいますか？

休業4日目以降、報酬が減額され、標準報酬日額の80%未満になりましたか？

「傷病手当金・傷病手当金付加金請求書」を提出

病院にかかった

マイナ保険証等を提示して総医療費の3割負担等がかかることができる ※70~74歳の人には「高齢受給者証」も提示

高額な医療費の負担

「限度額適用認定証」の申請(高額療養費の窓口負担の軽減) (注)マイナ保険証等を提示する場合は、「限度額適用認定証」の申請は不要

高額療養費・一部負担金払戻金などが給付される(自動払)

加入者(退職者)が死亡した

「資格喪失報告書」を5日以内に提出

「埋葬料・家族埋葬料・埋葬料付加金・家族埋葬料付加金請求書」を提出

遺族がいますか？

資格喪失後の埋葬料を請求できる「埋葬料・家族埋葬料・埋葬料付加金・家族埋葬料付加金請求書」を提出

年金

厚生年金保険給付

老齢厚生年金

公的年金制度の加入期間等が10年以上ありますか？(H29年8月施行の法律改正により受給資格期間が25年から10年に短縮されました)

年金請求年齢で厚生年金期間をすべて合わせて1年以上(昭和36年4月2日以後生まれは1か月以上)ありますか？

昭和32年4月2日~昭和34年4月1日生まれ...63歳
昭和34年4月2日~昭和36年4月1日生まれ...64歳
昭和36年4月2日以後生まれ...65歳

はじめて加入者になったのは、年金請求年齢より前ですか？

請求年齢到達月の3か月前の月末に請求案内を送付します

加入から1か月経過した月の翌月の月末に請求案内を送付します

65歳到達月の3か月前の月末に請求案内を送付します

60歳未満の人は、国民年金へ加入(市区町村の窓口で手続き)

私学事業団に年金の請求

私学事業団に年金の請求

退職等年金給付

退職年金

1年以上の引き続き加入者期間がありますか？

70歳未満で退職しましたか？

「資格喪失報告書」を5日以内に提出

65歳未満ですか？

65歳になった

65歳の3か月前の月末に請求案内を送付します

退職の翌月に請求案内を送付します

70歳に到達した

70歳の翌月に請求案内を送付します

私学事業団に年金の請求

私学事業団に年金の請求

遺族厚生年金

要件に該当すれば遺族厚生年金が請求できる

障害厚生年金

要件に該当すれば障害厚生年金が請求できる

加入者である間に初診日のある傷病が原因で、障害認定日において一定の障害の状態(障害等級1級~3級)に該当したとき等

1年以上の引き続き加入者期間がありますか？

70歳未満で退職しましたか？

「資格喪失報告書」を5日以内に提出

65歳未満ですか？

65歳になった

65歳の3か月前の月末に請求案内を送付します

退職の翌月に請求案内を送付します

70歳に到達した

70歳の翌月に請求案内を送付します

私学事業団に年金の請求

私学事業団に年金の請求

退職後の短期給付

退職後6か月以内の出産ですか？

資格喪失後の出産費を請求できる(直接支払制度も利用できます) (注)家族の被扶養者となっている場合は、家族出産育児一時金や家族出産費とどちらかを選択

資格喪失後の出産手当金・傷病手当金を請求できる(退職時に、手当金を受けている又は支給要件を満たしている場合に限り)

加入者期間1年以上(※)で退職しましたか？

※資格喪失日の前日まで引き続き加入者期間が1年以上

加入者期間1年以上(※)で退職しましたか？

資格喪失後の埋葬料を請求できる「埋葬料・家族埋葬料・埋葬料付加金・家族埋葬料付加金請求書」を提出

遺族がいますか？

※加入者が資格喪失・被扶養者が取り消しとなったときは、必ず資格確認書を返納してください。

※外国に居住している人には請求案内ができませんので、受給要件に該当する場合は私学事業団へご連絡ください。